



学校図書館部会報 51

発行日：2016年3月21日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子、編集：笠川昭治）

連絡先：〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303

Tel. 042-743-1449 (Fax 共通) E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp



INDEX

特集：学校図書館の研修

埼玉県司書の新任研修について	埼玉県立川口北高校 石黒 順子	2
東京都立高等学校学校司書会の研修	東京都立高等学校学校司書会 宅間 由美子	4
神奈川県の新採用研修について	神奈川県立湘南高校 笠川 昭治	5
学校司書の研修	鈴木 嘉弘	8

福岡県における学校司書のこれまで、そしていま（私の実践を素材に）

福岡県高等学校教職員組合 元学校司書部長 野見山 義弘	10
学校司書法制化後の文科省の動向—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議を中心に—	
部会長 高橋 恵美子	13

J L A 「学校図書館職員問題検討会」の報告

学校図書館職員問題検討会委員・副部会長 中村 崇	17
部会総会のご案内 ほか	19
幹事会からのお知らせ	20

【学校図書館部会総会のお知らせ】

日時 2016年5月28日(土) 14:00～16:00 (13:30 開場)

会場 日本図書館協会 2階・研修室 (予定)

○部会員の皆様からご意見やご提案などありましたら、4月30日までに、部会連絡先宛に文書でお知らせ下さい。

*今年も午前中に学習会を開催します (内容は19ページお知らせご参照下さい)。

11:00～12:30 (10:30 開場) 会場は総会と同じです。

*総会に引き続き、幹事会も開催します。幹事会は部会員なら誰でも参加できます。

埼玉県の司書の新任研修について

埼玉県立川口北高校司書 石黒順子

埼玉県では1975年から2000年まで25年間、司書の採用試験を実施していたが、2001年から途絶えてしまった。多くの運動や意見書の結果、2012年から12年ぶりに試験が再開された。

2013年（H25年度）4月にはフレッシュな新人10名（男性5名、女性5名）が司書として正式採用された。そのうち男性3名が学校図書館に、それ以外の7名が県立図書館に配属となった。その新採用者10名への新任研修が、県教育委員会により6回企画された。その第1日目の最後に「高校図書館の業務の概要について」というテーマで、私が話をさせていただいた。

学校図書館の現職の司書が、新採用司書全体の研修に組み込まれて、話をするのは2000年以前にはなかったことである。さらに高校図書館配属の新人だけでなく、県立図書館の新人と県教育局の担当者が同席したことは、学校図書館を意識してもらうことになり、大きな意義があったと思われる。

内容は「学校司書の配置状況」「学校図書館の日常」「学校図書館の仕事」「関わる組織」「授業支援の実践」について話をした。

大変緊張して早口になってしまったが、私が撮影した生徒や先生が楽しそうに学校図書館を利用する写真は受講者の方によく見られていた。この新任研修は、他には県の行政の仕組みや公務員の心得などの講義があったようだが、学校図書館の仕事に関するものは上記の講座だけだったらしい。

学校司書のみを対象とした埼玉県の新任研修は、年度当初（4月）と夏季休業中（8月）に、県教育委員会の主催で、埼玉県高等学校図書館研究会（高図研）の司書部会が企画・運営にあたり実施される。正式採用者がいなくても、臨時的任用者が希望すれば受講することができて、毎年絶

えることなく行われてきた。学校図書館を会場に、ベテラン司書が交代で講師を務め、職場に戻った翌日からでも使えるようにと、実務に徹した講義が行われる。司書採用試験が再開された後も継続されて、年度当初は「学校図書館入門」と「オリエンテーション」について、夏休みは「展示」や「選書」などについて2講座ずつ実施されている。新人の方々の感想では実務的な内容が好評で、特に着任すぐのオリエンテーションについては大いに役に立ったと聞いている。

以後、2014年（H26年度）4月には、学校5名（全員女性）、県立図書館5名の採用があり、新採用司書全体の新任研修の中で前年に私が担当したテーマについて、別の学校司書が講師を引き継いで担当した。午前中は新採の学芸員も一緒に研修だったという。同様に高図研司書部会の新任研修も、年度当初と夏休みに行われた。

さらに2015年（H26年度）1月には、高等学校初任者研修、すなわち新しく県立高校の教員になった293人の前で、前述の私の後任の方が講義をした。一般の新任教諭全員の前で、学校司書が講義したのは画期的な事だと思われる。

感想を見ると、とても好評で満足度もその日の講義の中で一番高く、8割以上の新任教諭が「大変満足している」と答えていた。講義のテーマは「司書・司書教諭との連携による図書館の活用」と指定されていたので、司書と司書教諭を混同している感想もあった。なので、テーマの変更をお願いして、H28年度から「教科指導における図書館の活用について」となる予定である。

これは前々年（H24年度）の12月に高図研の役員の司書3名が、研修について県の担当者との意見交換で、お願いしたことのひとつが実現したことになる。その役員の中に後任の方も私もいたので、相談して講師をすることになった。

2015年（H27年度）4月は、3名（男性1名、女性2名）の司書が採用され、全員学校図書館に配属になった。この年はなんと公的な教育委員会の新任研修で、学校図書館について話す時間が設けられなかった。まだ不安定な講座だとわかったので、翌年は必ず実施してほしいと、担当者に強く申し入れている。

2016年（H28年度）採用者の試験も行われて11名採用と聞いているが、まだ配属先はわからない。でも4月にはまた新しい顔を見ることができだろう。

新人が入ってきて何よりよかったのは、高図研や司書部会の議論や活動が活発化したことである。新人たちは、各研究専門委員会や各地のネットワークに参加してくれる。私の隣の学校にも、このH25年度採用の方がいらっしゃる。同じネットワークで相互貸借やレファレンス協力をしているが、とても仕事熱心で20代の若いセンスとIT能力で40代50代の司書を刺激してくれる。

今まで培われた実務の技術や理念の継承のためにも、世代交代のためにも若い力が必要である。これからも新人の育成に心を配りたい。

埼玉県司書採用試験再開後の採用人数と、学校図書館に関する新任研のテーマ

◆2013年（H25年度）4月採用 学校図書館3名（全員男性） 県立図書館7名

<教育委員会の新任研>

4月「高校図書館の業務の概要について」

<高図研司書部会新任研修会>

4月「学校司書の仕事とは？」

「新入生オリエンテーションを創る」

8月「選書について

～蔵書構築は一日にしてならず～」

「展示をプロデュース

～本と利用者をつなぐ～」

◆2014年（H26年度）4月採用 学校図書館5名（全員女性） 県立図書館5名

<教育委員会の新任研修>

4月「高校図書館の業務概要について」

<高図研司書部会新任研修会>

4月「学校図書館で働く。

何する？何のために？」

「図書館と司書の魅力を伝える。

～新入生オリエンテーション～」

8月「選書って楽しい！」

「図書館の本を“魅せる”には

～コーナー作りと展示～」

（1月 新任教諭への初任者研修「司書・司書教諭との連携による図書館の活用」）

◆2015年（H27年度）4月採用 学校図書館3名（男性1名、女性2名） 県立図書館0名

★教育委員会の新任研修では、学校司書の講師による研修はなかった。

<高図研司書部会新任研修会>

4月「学校図書館で働くということ

～学校教育の中での役割～」

「図書館と司書の魅力を伝える」

8月「学校図書館の選書と発注実務」

「図書館資料と利用者をつなぐいろいろな方法～広報／サイン／展示／掲示～」

（1月 新任教員への初任者研修「司書・司書教諭との連携による図書館の活用」）

◆2016年（H28年度）11名採用

配属先は未定。

東京都立高等学校学校司書会の研修

東京都立高等学校学校司書会 会長 宅間由美子（都立国際高校）

東京都立高等学校学校司書会（以後学校司書会）とは、1968年に発足した、都立高等学校に勤務する学校司書が所属する団体である。2015年度の会員数は100名である。しかし、2002年度から東京都の学校司書の採用試験は行われておらず、2010年より都立高校では図書館業務委託が開始され、2015年度の委託校は80校になっている。

東京都の認定研修団体である学校司書会は、勤務時間内の研修が認められている。毎月、都を6地区に分けた支部で半日研修を行っており、2015年度は、6支部で56回の研修が企画・実施された。夏季には本部研修として2日間連続の全体研修を行っており、2015年度はのべ229名が参加した。

学校司書会の研修の大きな特徴は、各支部研修の講師を学校司書が交代で行い、日常の業務の問題点を解決する研修テーマを設定していることである。特に支部研修は、講師を中心にワークショップ形式で行なわれ、一方通行ではなく相互に学びあう研修となっている。2015年度の研修テーマの例として、「生徒への合理的配慮について」「生徒が利用したくなる選書」「図書館に役立つ手作りグッズ」「読書センター機能の充実に向けた取り組みについて」などがある。本部研修である夏季研修は、大きなテーマを設定して講師を依頼し、日常業務だけではなく専門性を高められる研修を目指している。2015年度は管理システム研修、支部ごとの研修発表、東京大学教育学部図書室佐藤千春氏の「学校図書館の現状」講演、調布市立図書館長小池信彦氏の「公共図書館と学校図書館の連携について」講演など、大変充実した研修が行われた。これらの研修を通して、各自が学校司書としての課題に気づき、向上心をもって日常の学校図書館活動に取り組むことができる。

また、支部研修での仲間との学びあい、情報共有によって、普段の一人で取り組む仕事の質を高めることができている。研修に参加できない会員も情報を共有できるよう、毎月会報を発行し、2016年3月で515号となった。さらに、毎年の研修活動をまとめて「がっし」という名称の年次報告書を発行しており、2015年度版が48号である。学校司書会のHPも作成、活動を公開すると共に、会員ページには統計資料や仕事に役立つ資料等を載せ、情報共有の場として活用を図っている。

東京都が実施する司書の専門実務研修も行われるが、この研修についても講師選定から研修内容まで、学校司書会が大きく関わり、講師の要望・推薦を行っている。最近では、日本アニメーション協会理事長黒木秀子氏、東京学芸大学附属高校の司書の方々、ガリレオ工房土井美香子氏などを、学校司書会の推薦で講師としてお招きしている。この専門実務研修は2007年より行われ、大きな研修成果をもたらしている。その他にも東京都の職員である司書は、職員研修としての人権研修や情報セキュリティ研修等を受けるが、これらの研修は他の職種の職員と共に受講するものである。

また、学校司書会有志の実行委員会形式での企画として、東京・学校図書館スタンプラリー（2012年～ 私立学校と共に実施）や、図書館フリーウェイ（2012・2014）の実施など、外部へ向けての学校図書館の活動の発信にも力を入れている。

このように、都立高校の学校司書には様々な研修の機会があるが、それらの最も重要な点は、高校の学校司書としての自主性、専門性である。時代に即した学校図書館のあり方、現代の生徒たちの置かれている複雑な状況等、学ぶべきことは多い。学校司書として働く専門職の研修は、自分た

ちで作り、充実させていくのだという、会員の自

覚と意欲が常に求められていると言えよう。

神奈川県の新採用研修について

神奈川県立湘南高校 笠川昭治

はじめに

神奈川県では、1998年度に5名の学校司書が採用された後、2014年度まで16年間新採用者がなかった。県が財政難等を理由に、採用試験を実施しなかったからだ。神奈川県の採用試験は県立図書館等と共通になっており、2000年度に3年ぶりの採用試験が実施された際は全員が県立図書館に配属されてしまったため、学校司書としての採用はゼロだった。

その後採用試験が実施されないまま数年が経過。神奈川県高等学校教職員組合・学校司書専門委員会（以後「専門委員会」とする）では、司書の採用試験再開を求め署名活動など粘り強く取り組み、2012年度にようやく「司書A」（免許資格職・大卒程度）の採用試験再開を勝ち取ったものの、2名の合格者のうち1名が辞退し、唯一の新採用者は県立図書館に配属となり、またしても新採用学校司書は実現しなかった。

続く2013年度は採用試験なし。専門委員会では引き続き署名活動や県教育委員会との交渉に取り組み、2014年度は採用試験が実施されることになった。合格者7名のうち1名辞退するも、ようやく17年ぶりに新採用学校司書2名が誕生した（残り4名は、県立図書館3名、県立川崎図書館1名）。2015年度も引き続き採用試験が実施され、現時点で6名が内定しているものの、学校に何名配属されるかは不明である。この間に正規学校司書の定年等による退職者が多数あり、2015年度は、県立高校147校中臨任学校司書47名となっており、臨任解消に向け今後も粘り強い取り組みが必要である。

1. 神奈川県の採用研修前史

神奈川県の採用研修は、私が採用された1983年にはほぼ現在の形が確立していた。4月からほぼ月1回のペースで6回実施（現在は1年間の振り返りや総括を含め7回）。1日日程で、2つのテーマを2名の先輩司書が講義してくれる。研修の内容・講師は、組合の専門委員である学校司書が立案し、県の研修を担当する教育局総務室と打ち合わせて決定する。選書、レファレンス、図書委員会活動、教科との連携など、実務に即し

た内容で実り多い研修が行われてきた。また、研修の機会が多いことにより同期採用司書の横のつながりも生まれ、同期で学習会を持つなど自主的な研修活動も行われることもあった。これらはすべて一人職種で不安を抱え、手探りで仕事をしてきた先輩方が、研修の大切さを痛感し、強力に県に働きかけ続けてくださった成果であると感謝している。

毎年新採用試験があった1998年度までは、新採用者の人数にかかわらず7日間の研修日程が毎年確保されていた。生徒急増期で、新設校が毎年開校していた1980年代は10名を超える新採用者があったが、90年代に入ると1名、2名という年もあり、講師2名に専門委員会の担当者2名、さらに県総務室の担当者1〜2名というように受講者の方が少ないということもあったが、研修日程など例年と同様に実施されてきた。

2. 新採用者ゼロ時代の研修の推移

採用試験が実施されなかった期間は、新採用研修という形では実施されなかったが、同様の研修がなくなったというわけではない。前述のように退職等による欠員を埋めるために臨任学校司書が増えていたし、県立図書館等から学校図書館経験のない司書が異動してくることもあった。転任者への研修は、新採用者ゼロだった1994年度から実現した。この年は県立短大から異動してきた学校図書館経験のない転任者が1名いた。司書としての勤務経験はあるが、学校図書館の経験のない司書には研修が必要であると、専門委員会から県へ申し入れをした。その結果、新採用研修のように7日間とはいかなかったが、3日間の研修が認められた。翌1995年度、転任者はなかったものの2名の新採用者と合わせ、臨任の学校司書も研修を受けられるよう働きかけ、3回目の研修から受講が認められるようになった。これより、新採用研修は、転任者・臨任者も含めた「新採用・転任・臨任者研修」として実施されるようになった。

採用試験が実施されなかった1999年度は、転任者4名のうち学校図書館勤務の経験がない1名に対し研修が行われたが、1994年の例に倣い

「7回を3回にして実施する」という専門委員会の提案は通らず、4月下旬に1回のみの実施となった。内容は、①学校図書館とは何か（図書委員会・分掌・カウンター業務）、②予算（会計処理）、③オリエンテーションの実際、であった。

2001年度からは県の態度が一変、新採用研修も「官制研修」であることを強調し、それまで専門委員会の研修担当と協議して決めていた研修内容も一方的に決定し、通知してきた。講師4名のうち1名は会場校の学校司書で、担当する内容も「会場校の図書館の簡単な紹介」とどまり、その他の研修内容は、「職員の服務等について」総務室の担当者が話し、他の2名の講師は、学校図書館経験はあるものの県立図書館の司書であり、講義の内容も「学校図書館と学校司書」、「図書館業務Ⅰ 閲覧・貸出」「同Ⅱ 資料の選定・受入・払出」、「その他の学校図書館活動についてー利用案内・図書館のディスプレイ・広報・読書案内・教科との連携ー」という、〈学校図書館現場ですぐに実践できる研修〉という今までの方向性とは違う研修であった。受講者は、転任者2名、臨任者12名であった。

専門委員会はこの研修では不十分として県と交渉を行い、夏休みに追加の研修を実施させることができたが、①日程は半日、②会場は同じ敷地に2校あり図書館を共用している学校、③講師は会場である2校の学校司書、④実施するすべての講義をその2名に担当させる、という“荒業”に出た。とはいえ研修は「図書の購入計画について」、「蔵書点検について」、「図書の廃棄について」、「学校図書館のPRの仕方」と、実務に即した内容で実施することができた。

2002年も前年と同様の内容・日程で実施されてしまい、2003年は講師から県立図書館の司書を外すことはできたが1日実施となり、会場校の司書1名がすべての講義を担当するなど負担も大きく、多くの問題を残した。

2004年度は、県立図書館からの転任者3名のうち学校図書館未経験者1名、新規の臨任者なしということで研修自体が実施されなかった。しかし、総合的な学習の時間の実施を受け、2003年度より今まで学校司書が不在だった定時制19校に、週8時間ではあるが非常勤学校司書が配置されるようになっており、研修の必要性を県に申し

神奈川県の新採用研修転任者 臨任者研修)の推移							
年度	受講者数 研修対象者)					日数(回数)	備 考
	正 規	転 任	臨 任	非常勤	合 計		
1996	2	0	6	-	8	7(7)	
1997	6	0	0	-	6	7(7)	
1998	5	0	0	-	5	7(7)	
1999	0	1	0	-	1	1(1)	転任者が希望せず1回のみ実施となる
2000	0	1	2	-	3	1(1)	
2001	0	2	12	-	14	1.5(2)	講師に県立図書館司書
2002	0	1(1)	12(16)	-	13(17)	1.5(2)	
2003	0	2	9	0	11	1(1)	講師は会場校司書1名
2004	0	3	0	0	3	0(0)	研修は実施されず
2005	0	2(2)	18(33)	-	20(35)	1(1)	非常勤の受講が認められた
2006	0	3(3)	16(36)	-	19(39)	1.5(2)	
2007	0	2(2)	19(35)	-	21(37)	1.5(2)	0.5+1日
2008	0	資料なし	-	-	0	0(0)	研修は実施されず
2009	0	0	20	-	20	1(2)	
2010	0	0	24	-	24	1(2)	0.5+0.5日
2011	0	1(1)	14(33)	7(16)	22(50)	1(2)	
2012	0	1	36	-	37	1.5(3)	0.5+0.5+0.5日
2013	0	0	19	-	19	1(2)	0.5+0.5日
2014	0	0	49	-	49	1(2)	
2015	2	0	11	0	13	7(7)	17年ぶりの新採用!

この資料は 学校司書専門委員会活動報告』1996-2014年度を基に作成した。

入れていたのだが、結局この年は実現しなかった。定時制の非常勤学校司書は、翌2005年から研修を受けられるようになった。

2005年度からは従来通り学校司書が講師として研修を担当することになった。2005年の1日開催が2006-2007年度は1.5日と半日増えたものの、2008年度は「研修対象者が5名以下なら実施しない」という条件が県から提示され実施されず、2009年からは半日で2回と時間が短縮されたが、2012年は半日で3回を認めさせるなど、紆余曲折はあったものの1年間で約8〜10コマの講義を1コマずつ先輩学校司書が担当する形で実施されてきた。

【参考1】2012年度実施の研修内容は次の通り。1コマ各40分で実施された。

〈1回目〉2012年4月4日(水)

- (1) 学校の中の学校図書館
- (2) 会計・寄付受入
- (3) 資料の選定と購入計画
- (4) オリエンテーション

〈2回目〉8月23日(木)

- (1) 広報活動と図書委員会活動
- (2) レファレンス・カウンター業務を含めた日常業務
- (3) コンピュータを活用した図書館運営
- (4) 授業との連携について

〈3回目〉3月4日(月)

- (1) 引継ぎに向けた取組み
- (2) 一年間の活動を振り返るための取組み
- (3) 事例研究：引継ぎを受けて
- (4) 学校司書の活動に係る質疑応答

3. 2015 年度新採用研修について

2015 年、待望の新採用学校司書 2 名が誕生した。17 年ぶりの新採用者に対する研修は、前回（1998 年）同様 7 日の日程で開催することができた。

研修内容は、前述のとおり専門委員会の研修担当 4 名（注）で実施計画を立案し、研修を主催する教育局総務室の担当者と協議し、決定された。計画立案に際しては、大まかな実施時期、講義内容と講師の人選、候補者への講師依頼、研修会場として使用する学校の選定など細かなことまで検討された。新人学校司書に必要な研修内容を盛り込むだけでなく、会場として使用する学校も、普通科高校・総合高校・職業高校、定時制や通信制のある学校、フレキシブル校や中高一貫校など、特色あるいろいろなタイプの学校図書館を見学できるよう計画された。

研修内容が 2014 年 12 月までに決まると、翌 1 月に講師を務める学校司書と専門委員会の研修担当が教育局に招集され、「新規採用学校司書研修講座に係る打合せ」が開かれた。そこで総務室から研修の目的、研修対象者（受講者数）、講義で使用するレジュメの書式と提出期限（研修開催日の 1 か月前までに添付ファイルで提出）等についての説明があり、前回の研修資料が各講義担当司書に配布された。今回の資料は 17 年前のものであったが、今後毎年新採用研修が実施されれば、前年度資料が配布されることになる。それをベースに各担当者が毎年内容を更新していけば、講義内容もグレードアップされ、研修内容のレベルアップも期待できる。

【参考 2】2015 年度の研修内容は、次の通りである。

第 1 回 4 月 2 日（木） 横浜旭陵高校

- (1) 学校図書館とは何か
- (2) オリエンテーション

第 2 回 4 月 15 日（水） 湘南高校

- (1) 整理業務・コンピュータによる蔵書管理
- (2) 資料提供・予約制度・選定

第 3 回 6 月 8 日（月） 津久井浜高校

- (1) 図書委員会
- (2) 予算・購入計画

第 4 回 6 月 26 日（金） 向の岡工業高校

- (1) カウンター業務
- (2) 実習

第 5 回 7 月 28 日（火） 田奈高校

- (1) 教科との連携
- (2) 広報活動

第 6 回 8 月 26 日（水） 横浜修悠館高校

- (1) 蔵書点検・保存と廃棄
- (2) レイアウト・配架

第 7 回 12 月 14 日（月） 相模原中等教育学校

- (1) 学校図書館をめぐる最近の動き
- (2) 1 年を振り返って

【参考 3】研修当日の日程は次のようになっている。生徒の課業日に当たっている学校の研修では、生徒の昼休みの利用の様子も見学することができる。

9:00 受付

9:15 総務室担当者あいさつ、日程説明

9:20 講義（1）

*間に 10 分程度休憩を挟む

11:30 昼食

12:30 図書館見学

13:30 講義（2）

*間に 10 分程度休憩を挟む

15:40 質疑応答・アンケート記入・次回の研修について 他

16:30 終了

研修の出席者は、研修受講者 10 名程度、講師 2 名、研修補助者 2 名（組合の研修担当）、総務室担当者 1～2 名となっている。研修の最後にはアンケートを実施し、受講者が講義内容をどれくらい理解できたか、わからなかった内容は何かなど記入してもらう。このアンケートの記載内容は、総務室の担当者から研修を担当する司書全員と専門委員会の研修担当にメールの添付ファイルで共有される。受講者が理解できなかった内容については、研修補助者が講師を務めた司書と相談し、次回研修の中で補足説明をしたり、関連する講義内容があればのちの研修の中で触れられることもある。

さいごに ー今後の課題としてー

2015 年度に実施された「新規採用学校司書研修講座」では、前年度までの「転任者・臨任者研修」では受講対象であった非常勤学校司書が外れてしまったため、受講できなかった。専門委員会ではその点を課題として申し入れを行い、2016 年度の実施要項では、対象者の（3）「その他総務室において受講を認めた者」の内容について、「平成 28 年度に新規に任用した臨任、非常勤職員を対象にする方向で調整」という但し書きが加えられたことで、全日程とはいかないまでも参加が認められそうだ。

県職員全体の採用者への研修である職員キャリア開発支援センター主催の「新規採用職員研修」が毎年 4 月に 6 日間も開催され負担になっている。2015 年度の日程でみると、

1 回目：4 月 3 日（金）、

2 回目：4 月 6 日（月）、

- 3回目：4月7日（火）、
- 4回目：4月9日～17日の指定された1日、
- 5回目：4月10日～27日の指定された1日、
- 6回目：4月28日（火）

というような日程になっており、学校司書研修の1回目が4月2日（木）にあるため、4月1日に辞令をもらった後、次に学校へ行けるのは4月8日（水）という厳しさである。この間かろうじて前任者と引継ぎができるのは4月1日のみであり、4月6日（月）に始業式、7日（火）に入学式があることを考えると、新採用者が気の毒としか言いようがない。

同様の研修（当時は自治総合研究センターが主催）は私が採用されたところから実施されており、専門委員会では当時から教員がこの研修の対象

となっていないことを踏まえ、司書も対象から外すよう申し入れてきたが、実現しないまま現在に至っている。4月はただでさえ引継ぎや年度初めの準備で忙しいのに、キャリア研修で6日、学校司書研修で2日も勤務校を空けなければならない。2015年度の日程だと着任式に出席できないため、新着任者として生徒に紹介されないまま図書館の仕事をしなければならないことになり、新採用者の心理的な負担も大きい。一刻も早く解消しなければならない問題である。

（注）専門委員の任期は2年で、半数ずつ入れ替わる。年度当初の研修も継続する2名が対応している。

学校司書の研修

2016.7 鈴木嘉弘

2014年学校図書館法の改正で、学校司書の名称と職務の専門性が明文化され、その配置と研修が国と地方公共団体の努力義務となった。

配置は、全国平均 小57, 9%、中55, 8%、静岡県は81, 3%と77, 7%で、研修は県内35市町のうち23市町で行われている。しかし、配置も、開始時期、人数、勤務時間、待遇等市町村による差は大きく、研修もその内容、回数、実施方法など大きく異なる。

ここでは、研修の在り方について、先進例などを参考にしながら考えてみたい。項目としては、研修内容、主催者、実施方法形態等とする。

1 研修内容

学校図書館法には、「国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあり、2014年の学校図書館担当職員（以下学校司書とする）の役割及び資質の向上に関する調査研究協力者会議の報告では、学校司書に求められる専門性を、①学校図書館の「運営管理」に関する職務に携わるための知識技能と、②児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識技能とし、次のように例示している。

- ① 運営管理・学校における学校図書館の意義に関すること
 - ・情報や資料の種類や性質に関すること
 - ・図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること
 - ・情報機器やネットワーク、情報検索に関するこ

- と
- ・学校図書館の施設・設備の管理に関すること
- ・著作権や個人情報等の関係法令に関すること
- ② 教育
 - ・児童生徒の発達に関すること
 - ・学校教育の意義や目標・学校経営方針に関すること
 - ・学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること
 - ・学校図書館を利活用した授業における学習活動への支援に関すること
 - ・発達の段階に応じた読書指導の方法に関すること
 - ・校務や学校における諸活動に関すること
- また、職務の標準を、⑦児童生徒教職員に対する「間接的な支援」に関する職務、④「直接的支援」に関する職務、⑨教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務とし、⑦は図書館資料の管理、施設・設備の整備、学校図書館の運営、④は館内閲覧・館外貸出、ガイダンス、情報サービス、読書推進活動、⑨は教科等の指導に関する支援、特別活動の指導に関する支援、情報活用能力の育成に関する支援として、それらをさらに詳しく例示している。ただ、これらは学校司書がすべてを単独で扱うという趣旨ではなく、関係教職員と協働・分担して当たるものであり、個々の学校図書館によっても異なってくるとしている。
- 従って、研修の内容は上記の職務を良好な状態で遂行できるよう、学校司書の資質能力を向上・維

持させるためのものであり、従来文科省が論じてきた技術的・奉仕的職務以上に、教育指導的分野への広がりを見せていることは注目すべきであろう。

各地での研修の内容は、前述の①②の各項に相当するもので、それぞれの地域の学校図書館の整備充実状況、読書指導や授業への利活用の充実度、それらの根底にある地教委・地域・学校の教育目標や学校図書館への認識度によって自ずと決まってくるわけだが、実情としては、県総合教育センターが実施しているように、授業改善のために銘打った授業への利活用支援に重きを置く傾向が強いようだ。導入の意図に「学力の向上」を挙げ、4年間で全小中支援499校に学校司書を配置した横浜市は、教育指導支援の典型的なものであり、研修内容に人権研修も入っている。

2 主催者

主催者は学校図書館法で求められているように、当然、県・市町教育委員会となるが、現実には指導主事の人数も少なく、学校図書館に詳しい人材に不足していることもあって、教育研修所・公立図書館や別に設けた学校図書館支援センターが主催、または共催している場合もある。また地域の学校図書館研究会や民間の研究団体の開催する研究会にも歴史と実績のあるものがあり、それへの参加を奨励しているところもある。

3 実施の方法・形態等

- ① 対象者のうち、新任者を別枠で行っているところも多い。年度初めに5～8日間集中させたり、年の前半は毎月など。分科会や経験者との交流会も。
- ② 司書教諭との合同研修は必須だろうし、中には管理職や一般教員、公立図書館司書・

ボランティアとの合同もある。

- ③ 対象地域も、全県・ブロックや市内・中学校区で地域の特性に応ずるなどさまざま。
- ④ 形態も、講義・公開授業・実践研究発表・実習・情報交換・手引き作成など。
- ⑤ 先進校視察・交流（県内外）、会場持ち回りで参観・交流も多く、好評のようだ。
- ⑥ 回数も年1回から毎月1回まで。年度初めや夏季休業中に集中も。
- ⑦ もちろん校内研修も基本で、中には、学校司書が講師になっての研修もある。
- ⑧ 講師も大学の専門家だけでなく、むしろ県内外の実践者が好評との声もある。
- ⑨ 支援センターなどでは、定期的な学校訪問と要請による個別訪問を組み合わせたり、毎月学校図書館便りを発行して情報の伝達周知、交流の場としている例もある。

4 まとめ

学校司書については、岡山市のように長い歴史を重ねて充実した活動が続けているところもあるが、まだ全く配置していない市町まで格差が大きい。従ってその研修も、地域・学校の実情の応じた多様なものになる。ここでは、旭川市教委の言葉で締めくくりたい。（『学校図書館』15年12月号より、要旨）学校司書が、職務を良好な状態で遂行しその学校の教育に貢献できるようになるには、本人の研鑽に俟つところが大きいが、業務に必要な知識や技能を習得する機会を講ずるのは教育委員会の役割であり、どんな研修会を開催したらいいのか、教育委員会の腕の見せどころだ。

以上

原稿募集のお知らせ（部会幹事会）

○今回の部会報では、各地域からの研修の状況の記事をお寄せ頂きました。研修の重要性は各方面で指摘されているところであり、皆様の地域での状況についても、ぜひ記事原稿をお寄せ下さいますようお願いいたします。

福岡県における学校司書のこれまで、そしていま（私の実践を素材に）

福岡県高等学校教職員組合 元学校司書部長 野見山義弘

1. 前史

筆者が高校を卒業した1970年当時の、福岡県立高等学校に勤務する学校司書の身分は、理科助手身分の者が1名と、PTA雇用の者1名、併せて2名体制というのが一般的形態であったと思う。

その頃より、SLAや日教組を中心として、私費雇用の者の公費採用切り替えの運動が強力に推し進められ、福岡県においても全国に呼応して運動が進められていた。その折、福岡県立高校教職員組合においては、「学校司書はあくまで教育職である」との立場を堅持し、粘り強く取り組んだ結果、「当面理科助手身分とし、18年後に2等級渡りを適用して教諭身分とする。」ことを勝ち取ったのに対し、我等が福岡県高教組は、「定数が確保できるのなら、行政職でもよいではないか」と安易な取り組みに終始し、公費化を勝ち取ったものの、行政職ゆえの諸矛盾に悩まされ、苦しく長い戦いを強いられることとなった。またこの時、理科助手身分の司書は、理科室の助手となることを強要され、それらの人たちは、①納得せず、人事委員会に提訴するもの、②行政職の採用試験を受け直して司書が続けようとする者、③年齢制限にかかって、採用試験を受けられず、泣く泣く理科室に移って行った者、④辞表を叩きつけて抗議の退職をした者、と対応が別れた。因みに筆者の母校の同身分司書は、元々T大学で図書館学を専攻し、そして元福岡県立図書館の司書であったので、①⇒③⇒④の経過を経て、泣く泣く退職して行かれた。特に③の時は、学年中途での電撃的人事異動で、嫌がらせ以外の何者でもなかった。（それから45年後の今も、その方は当時の関係者に恨みを抱き続けておられます。『私は司書として福岡県に採用されたのに』と。）

2. 権利回復のための、長く苦しい戦い しかし徐々に前進

高校卒業後、筆者は民間企業に就職していました（日本最大の印刷会社であるT印刷で、書籍を作る仕事をしていました）が、どうしても司書になりたいという夢を捨てきれず、思い余って福岡県の採用試験を受験しました。そして無事合格採用となったのですが、初任校に着任しても、なぜか、新規採用職員が赴任したという旨が、全職員にも、生徒にも、紹介してもらえません。「なぜ、私を紹介してもらえないのですか。」と早速抗議したところ、その回答は「行政職員は職員会議にも職員朝礼にも全校集会にも参加が認められていないので、紹介することができないのだ。」とのことでした。「それはおかしい」と抗議するとともに、取敢えず各科の準備室を巡って自己紹介をして回りましたが、同時に「学校司書はかつて理科助手身分であり、その時は職員会議に出席できていたのに、同じ人間が同じ仕事をしているのに身分が違くと出席できないというのはおかしいではないか。」と訴えて回り、心ある教員の支持を取り付けてゆきました。（このように、新採1日目から飛び跳ねた行動をとったため、以後現在に至るまで、管理職からネチネチと思想攻撃を受け続けることになりました。）その後、「同和教育がらみ」という変則的な形ではありましたが、「同和教育が議題の時は司書の参加を認める。」とされたことを突破口に、「一般的議題でも」そしてとうとう最後に「成績会議にも」「生徒の処分問題でも」と高教組の全面支援の下、権利を拡大してゆきました。そこまで来るのに15年を要しました。

なお、採用後、筆者は司書の資格を取得するために、夜間大学に進学しています。

3. 身分確立を求めて一茨の道を我等行く
採用後20年くらいは、まだ福岡高教組の組織率も高く、また管理職も司書が元は理科助手身分

であったことを知っている人が多かったので、とりわけ生徒指導に関わっては、融通を利かせてもらえる場面が多々あった。ところが所謂「第2組合」が結成され、過去のことを知らない管理職が出てくるようになると、司書に対する風当たりも強くなり、パワハラ紛いの嫌がらせが多くなってきた。例えば、生徒の図書委員合同研修会への参加は、嘗ては司書一人だけで引率することを、福岡県教育委員会も認めていたし、更には、特殊勤務手当も、支給されてさえいたのに、いつしか係教諭が随いてくるようになり、実質的に生徒を引率し、夜の宿泊指導も司書だけがやっているのに、特殊勤務手当は教諭だけに支給されるようになり、司書には「本務外」として支給されないようになった。(教諭はマイカーで会場に直行直帰なのに…) (もっと暴露すれば、研修会場を抜け出して学校に戻り、夏季課外授業をして、課外手当を二重取りした悪質な教諭もいたのに、管理職は気づきさえしていない)(台風の直撃を受け、生徒を自宅まで送り届けたのは司書なのに、労いの言葉は、教諭にしかかけられなかった……等々恨み辛みは多いですよ) 他にも、遠足への参加は認められなくなり、学校によっては新入生オリエンテーションやレファレンス活動すらも司書が行うことを禁止し、諸会議での発言も禁止する学校があったそうである。

また、この頃、福岡県には約20校の夜間定時制高校が設置されていたが、その内、司書の定数が付いていたのはただ1校、旧久留米藩藩校であるM高校だけであった。(学校の周囲にはゴム工場が多く、日本経済の高度成長期においては、全日制より定時制のほうが生徒数が多かったとのこと) この頃にはM高校定時制も生徒数は100人を切るほどになっていて、司書も臨時職員で間に合わせるばかりとなっていたが、嫌がらせ人事で、筆者の私はこのM高校定時制に14年間在籍することとなった。でも私はこれを千載一遇のチャンスととらえ、大量の本を読み込むとともに、「司書がいると、こんな素晴らしい定時制教育ができる」という事例実績をつくろうと、図書館改革に取り

掛かった。その結果、「中学校の3年間、1日も学校に行けなかったけれど、M高校定時制では4年間皆勤賞で卒業」という生徒が多数現れ、地域社会からも高く評価されるようになった。勿論、定時制の先生方の並々ならぬ献身的生徒指導があったからだが、同様に「図書館に司書の野見山さんがいてくれたから可能だった」とその先生方に感謝してもらっているのが私にとって何よりの勲章である。だがしかし、私が去った後、後任人事の発令はなく、図書館は、「鍵のかかった本の倉庫」と化してしまい、それまで図書館に入り浸っていた生徒たちは次々と退学していったのである。10年後、M高校の校長が県のSLAの会長となった折、その話をして、「定時制にこそ司書は必要である」ことを切々と訴え、福岡県教育委員会に要望して頂ける様お願いしたが、その後も特段の進展は何も無い。

4. 採用問題 そして 再任用問題 (退職事務長を司書で再任用??)

ところで、採用試験は、「学校事務」で受験するわけだが、司書の業務に無理解な採用担当者であると、司書になりたくて受験してきた有資格者に対しては、嫌がらせのように「事務室勤務」で発令してしまい、逆に司書という職業があることすら知らなかった者を司書に発令する、という時代が暫くの間続いていた。

それに対しては、福岡高教組としても、SLAとしても粘り強く交渉にあたり、次第に有資格者が優先的司書に発令されるようになってきた。ところが、近年になって、福岡県独自の、奇妙な事態が生起するようになってきた。「再任用問題」である。1970年前後に司書の公費採用化が進んだことは先に触れたが、必然、45年後の現在、その頃に採用された者たちが次々と定年退職をしていったわけであるが、ほとんどの司書が、定年後の再任用を求めず、60歳できっぱりと身を引いてゆかれた。それに対し、福岡県教育委員会は、「65歳まで再任用することを前提に採用計画をたてているので、5年間は臨時職員を配置することで対

処する」といって、新規採用は毎年、1 名か 2 名に限定してそれ以上の発令はおこなわず、その結果、現在では県全体の 3 分の 1 が臨時職員によって担われるという事態になってきている。採用条件は極めて劣悪で、当初は通勤手当すら支給されていなかったが、これは福岡高教組として粘り強く交渉に当たった結果、支給されるようになった。だが、増えすぎた臨時職員を抱えてどの地区でも S L A 活動に支障をきたすなど弊害がでてきている。とりわけ旧産炭地の筑豊地区では、13 校中、正規司書はわずか 4 名であり、壊滅的状况とさえ言える。また、政令都市の北九州地区でさえ、過半数が臨時職員によって占められ、S L A 活動の縮小見直しをせまられている。だが、正規職員がいればよいというものでもない。ここにきて、真に不可解な人事が生起するようになってきた。事もあるうに、なんと何と、「退職した事務長を司書で再任用する」というとんでもないことを福岡県教育委員会ははじめたのである。勿論、事務長さんたちにも、生活してゆく権利はあるが、資格要件を満たさないものが一人職場に入ってくると悲惨なことになることは目にみえている。「高校生が読むはずが無い本ばかりを買っている。」「分類が全然間違っている。」等々、伝わってくる噂は酷評ばかり、さもありなんである。その結果、「生徒が敬遠して図書館に寄り付かなくなった。」とくれば、笑い事では済まされない。流石に、福岡県教育委員会もこれは問題だと判断したようで、S L A の司書部会長を訪ねていって、司書の業務についての聞き取り調査をおこない、その内容を再任用事務長や、今後退職予定の事務長に伝えたうえで、「司書での再任用を希望するなら、司書資格を

とるように」と指導したもようである。その結果、昨年は 10 名近くいた再任用事務長が、今年は 5 名に減っていて、その 5 名は有資格者とのことである。退職事務長ほどではないが、事務室の陰悪な息詰まる雰囲気嫌って、司書に転職してくる事務職員もまた数多く増加傾向にある、先ほど述べた「司書になりたくて受験したのに、事務に回された」という人ならよいが、その多くは無資格者であることが通常で、その者たちが、資格を取得できるよう配慮させることが今、緊急の課題となっている。

5. 新たな政治闘争へ

「学校司書」が法制化され、「司書教諭」との 2 職種併置となってしまった。だが、本来、「学校図書館法」が云う「司書教諭」とは、「学校司書」のことだったはずであり、(古い『教育用語辞典』ではどの本もそう記述されていた)論理矛盾といえなくは無い。そもそも、学校図書館職員は 1 職種であるべきであり、2 職種に分ける必然性はまったく無い。無理に 2 職種に分けるとしても、学校図書館のどの業務も、それは教育活動であり、従って、新設置の「学校司書」も教育職であるべきである。まして、「行政職」であることを理由に職務に制限を加えては、図書館の機能ははたせなくなる。「自民党 1 強政治」が続くなか、なお道は険しく長い、「現職者移行」を含む「日教組三原則」をなおも追求してゆきたいし、65 歳の完全退職を迎えてからも、私は命あるかぎり学校司書の地位確立を求めて闘い続けてゆく決意である。

私の全人生を賭けて叫び続けたい……「学校司書は…教育職である！」

夏季研報告集お詫びと訂正（幹事会）

昨年 12 月上旬に、2015 年度夏季研究集会報告集を、参加者の皆様に発送いたしましたが、報告集の一部（参加者名簿の一部）に間違いがありました。お詫びいたしますとともに、下記の通り訂正いたします。

訂正箇所…77 ページ参加者名簿の 85 番（羽深希代子さん）の「所属」

（誤）「南山大学」 → （正）「箕面市立南小学校」



学校司書法制化後の文科省の動向

—学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議を中心に—

日本図書館協会学校図書館部会 高橋恵美子

はじめに

2014年6月の学校図書館法改正により、学校司書が法律に明記されることになった。この法律改正は、学校を設置する各自治体が学校司書を「置くよう努めなければならない」とするものだった。司書教諭が「置かなければならない」となっているのに比べると、差があるうえに、改正法附則2項により、資格、養成の在り方については、今後の検討課題となっている。この改正法附則2項による「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討」するための会議が、「法律の施行後速やかに」立ち上がるものと、学校図書館関係者は考えていた。2015年8月、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議の第1回会議が開催された。

この文では同会議の第1回から第3回と、中央教育審議会の「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」を扱う。筆者は第1回会議を傍聴し、第2回会議は傍聴できなかったが、第3回会議はヒアリング団体の一員として参加した。第2回会議については、文科省のHPによる議事録及び配布資料を参考に記述する。

1 第1回会議（8月26日）

第1回会議の会議資料、資料1によれば、検討事項は（1）学校図書館の運営に係る基本的な視点について、（2）学校司書資格・養成等の在り方について、（3）学校司書の職務のより一層の充実のための方策について（4）その他、の4点である。実施期間は平成29年3月31日まで、委員は16名で構成され、座長は堀川照代氏（青山学院女子短期大学教授）である。委員にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社カンパニ

ー長高橋聡氏の名があり、これには率直にいて驚いた。

考えられる主な論点（案）は6点である。以下に引用する。

資料3 考えられる主な論点（案）について

1. 図書館資料について

○学校図書館資料の充実の方向性。特に、現在の「学校図書館図書標準」においては、蔵書数の定めはあるが、それ以外の定めはないことについて。

○電子書籍の扱いについて。

○新聞の有効活用について。

2. 学校図書館の運営を支える人材について

○司書教諭の役割について。

○平成26年度報告書等で示された学校司書の役割と、学校司書の資格養成やその在り方について。

○学校図書館ボランティアの有用性について。

3. 学校図書館の機能を有効に発揮するための施設整備面での工夫について

4. 民間のノウハウの活用について

5. 各学校の図書館運営を支える教育委員会等による支援について

○公立図書館による研修支援や学校図書館のネットワークについて。

6. 学校図書館の運営の評価について

○成果指標（KPI）の設定について。

この六つの論点には、驚かされた。理由の一、改正法附則2項による「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討」するとの課題の扱いが、論点2の3つある項目の1項目になっていることである。これは会議の名称が

「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」であることとの関連もあるかもしれないが、これでは学校司書の資格、養成の在り方の検討がメインの論点になっていない。むしろいくつもあげられた論点に埋もれた形になっているのである。

理由の二、「民間のノウハウの活用」である。第1回会議では、冒頭の坪田児童生徒課長の挨拶でも「あるいは民間のノウハウの活用などについてもご議論いただきたい」との言及があり、また資料4に「学校図書館（公立）における民間のノウハウの活用状況について」（38p）「公立図書館における民間のノウハウの活用状況について」（39p）が付されている。民間のノウハウを活用しようという文科省の意向がすけて見える形となった。

今後の議論では、関係団体の意見を聞いていく、関係団体のヒアリングを行うとのことで第1回会議は終わった。

2 第2回会議（11月27日）

第2回会議は関係団体のヒアリングが行われた。横浜市教育委員会、島根県教育委員会、文京区教育委員会の3団体である。

横浜市教育委員会の報告は委員でもある横浜市立並木中央小学校長の堀部氏より行われた。横浜市は市民運動の後押しもあって、全市立小・中・特別支援学校499校に、2013年度から4年かけて学校司書の配置を進めている自治体である。ただし司書資格は任用要件となっていない。報告は、横浜市の学校図書館施策、学校司書の配置、業務内容、研修、市立図書館との連携にわたる内容だった。

島根県教育委員会の報告は、こちらも委員である島根県教育庁教育指導課の佐藤氏による。島根県は、県をあげて学校図書館充実にとりくんでいる自治体としてよく知られている。報告は、県の子ども読書活動推進事業第1期（H21～H25）、第2期（H26～H30）を中心に行われた。「人のいる学校図書館」を実現する学校司書配置事業、

司書教諭サポート事業、学校図書館活用教育研究事業（H26～）など、また研修の内容もあった。

文京区教育委員会の報告は、文京区真砂中央図書館長倉田氏による。この報告ではさらに真砂図書館より1名、区立小学校校長及び教諭の2名、株式会社ヴィアックスから3名、株式会社図書館流通センターより4名の参加があった。区立図書館の指定管理者が派遣する学校図書館支援員（司書）の活動報告が中心である。資料を見るかぎりでは、ブックトークや授業の支援も行っているとの報告だったが、掲示・展示が中心のように見える。

3団体の報告に対して委員からの質問が多数あり、結局時間内には終わらず、次回会議で回答を報告することになった。市内の全小・中・特別支援学校に学校司書配置を行っているさなかの横浜市教育局、学校図書館充実のためにさまざまな事業を展開している島根県教育委員会は、ヒアリング団体として妥当な選択である。しかし、公立図書館の指定管理者が派遣する学校図書館支援員の活動を報告する文京区教育委員会の報告は、はたしてどうなのか。「民間のノウハウの活用」を、文科省はすでに決めてしまっているのではないかとの疑念を感じる。

第2回会議の議事は、1 関係団体ヒアリング、2 司書教諭や学校司書の向上方策について、3 学校司書の資格・養成の在り方について、4 その他、の4点だった。ヒアリングでほとんどの時間を費やした関係で、2 司書教諭や学校司書の向上方策については、配布資料「資料4 司書教諭や学校司書の資質向上方策について（案）」を中安課長補佐が説明するだけで終わった。議事の3、4は、扱われなかった。

3 第3回会議（1月31日）

第3回会議は、関係団体6団体のヒアリングとなった。全国学校図書館協議会、日本図書館協会、学校図書館問題研究会、学校図書館を考える全国連絡会、日本学校図書館学会、日本図書館情報学会、6団体である。また、ヒアリング団体には事

前に①学校図書館の運営に係る基本的な視点について（資料、人材、教育委員会等による支援など）②学校司書の資格の在り方やその養成の在り方について、の内容で説明してほしいとのことだった。1 団体 10 分との連絡もあった。

全国学校図書館協議会は、森田理事長による報告、①、②に沿った内容である。内容に入る前に前提として3点、学校図書館は学校教育の中核である、学校図書館は学校教育を支えるのが第一義的な目的である、専任の司書教諭・専任の学校司書が配置されている前提で考えているとの発言が特徴的だった。

日本図書館協会は、森理事長から①について、学校司書の専門性、司書教諭の役割、学校司書の専門性を担保するための条件、学校司書を学校の正規の教職員に位置づける、学校司書の専門職としての位置づけ、の5点、②については協会で学校図書館職員問題検討会を設置し、検討中であることが報告された。学校司書の民間委託、民間雇用の人材の派遣は「ありえないこと」との説明だった。

学校図書館問題研究会は、松井事務局長、木下氏により、学校司書の資格、配置について、具体的な例をあげての説明だった。資格は司書資格をベースに学校教育に関する知識をあわせ持つこと、配置は図書館専任、1校1名、学校の教職員の一人、継続的な勤務、研修などがあげられた。民間委託は学校図書館にはそぐわない、との言及もあった。

学校図書館を考える全国連絡会は、水越氏、梅本氏より、学校司書配置を中心とした報告だった。特に正規職員と非正規職員配置の違いをグラフによって説明するなど工夫されていた。日常的な学校図書館活動の保障、自治体の直接雇用、専任・専門・正規の追求などを結論としてあげた。

日本学校図書館学会は、小川会長による①、②に沿った報告だった。特に②に関して、この学会は昨年3月「学校司書の資格と養成・研修」をまとめており、その内容が報告の中心となった。学校司書第Ⅰ種資格を56単位程度、第Ⅱ種資格

を42単位程度とする高い資格として科目を提示し、研修プログラム案もある。

日本図書館情報学会は、小田会長による報告だった。学校図書館研究の動向、アメリカの基準・ガイドライン、LIPER（情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育の再構築に関する総合的研究）による提言の紹介という内容だった。

その後、ヒアリング団体への質問、委員による自由討議が行われた。ヒアリングに関しては、全体に学校司書を中心に行われ、3団体から民間委託を行うべきではないとの発言があった。また、学校図書館を見る基本的な視点の違い、学校図書館は学校にある図書館なのか、学校教育を支える機関なのか、が団体によって異なること、あるいは論争中であることを感じさせるヒアリングとなっていた。

4 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」

中央教育審議会・チームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会の第1回会議は2014年11月に行われている。作業部会の中間まとめが2015年7月に公表され、その後2015年11月4日作業部会で答申素案がまとめられた。この答申素案は11月19日から12月2日の期間、意見募集が行われた。この中教審答申については、先述の第3回会議ヒアリングで図書館協会が言及している。意見募集の結果が12月10日作業部会の配布資料になっており、主な意見の例があがっている。学校司書に関して「学校司書の資格・養成について検討し、学校司書についても、学校教育法や義務標準法に規定し、国庫負担の対象にしてほしい。」がある。

2015年12月21日、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」（中教審第185号）が公表された。答申では「授業等において教員を支援する専門スタッフ」として、ICT支援員、学校司書、英語指導を行う外部人材と外国語指導助手、補習など学校における教育活動を充実させるためのサポートスタッフをあげ

ている。学校司書に関する記述では、改善方策として「国、教育委員会は、資格・養成の在り方の検討や研修の実施など、学校司書の専門性を確保する方策を検討、実施するとともに、その配置の充実を図る。」(35p)となっている。しかし、他の項目であがっているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員などのように、「チームとしての学校～(答申)」が構想する専門スタッフは、非常勤職員であるように思えてならない。

おわりに

以上、学校司書法制化後の文科省の動向を、学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議を中心に書いてきた。第1回会議を傍聴して感じたのは、学校司書の資格、養成の在り方の検討がメインになっていないということだった。これには、二つの側面があって、この会議は学校司書よりも司書教諭についての検討をしていきたいのではないかとということと、学校司書の資格を低く押さえたいと思っているのではないかとということである。前者は委員の構成、発言の様子から、学校司書と司書教諭の分担について考えたいと思っている委員が多いと感じたことによる。2014年3月の「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」、2014年6月の学校図書館法改正と、学校司書が話題になっている一方で、司書教諭のあり方はどうなのか、その論議をしたいと思っている層の存在を感じた。

後者の学校司書の資格を低く押さえたいと思っているのではないかと、という点は特に明確な根拠があるわけではない。しかし、学校司書を非常勤職員でいいと考えているなら、とりやすい低い資格にすることは十分ありそうである。第3回会議では、どのくらいの資格にするのかの問題だけ

でなく、司書資格をベースにする考え方と、他の資格を流用するのではなく全く独自に資格をつくる考え方との違いがあることも、明確になった。

そして、「民間のノウハウの活用」である。現時点では法改正後に出た『改正学校図書館法Q&A 学校司書の法制化にあたって』(学校図書館議員連盟 公益財団法人文字・活字文化推進機構 学校図書館整備推進会議)の記述と2015年3月10日の衆議院予算委員会第四分科会における文科省答弁により、学校図書館業務を受託する事業者が雇用する者は、学校図書館法上の学校司書には該当しない、となっている。文科省は、その状況をくつがえそうと思っているのではないかと、の疑念は消えない。

この会議の報告の骨子案として示されたのが、第2回会議の「資料4 司書教諭や学校司書の資質向上方策について(案)」であると思われる。この資料で項目として示されているのが、学校図書館の意義と役割、学校図書館の計画的・組織的な運営、学校図書館資料の整備、学校図書館の広報、学校図書館資料の提供及び調べもの相談等、学校図書館を利活用した教育指導、学校図書館の運営に関するマネジメントサイクルの確立、家庭・地域との連携、教育委員会等による支援である。タイトルと内容があっていないように思う。

次回以降の会議がどうなるのか、いずれにしても注視していく必要がある。

この原稿は、『出版ニュース』2016年2月下旬号に掲載されたものを、出版ニュース社より許可をいただき転載しました。





J L A 「学校図書館職員問題検討会」の報告

中村 崇（学校図書館職員問題検討会委員・副部長）

部会報前号に、11月までの報告を掲載しています。今回の報告は12月と1月（2月は検討会なし）の検討会の報告です。12月と1月の会議では、前回紹介した報告書構成案の各項目毎に、報告書の骨子を検討・確認する作業と、学校司書の養成課程についての意見交換を行いました。

以下に、現在検討中の、報告書の構成案を再掲します。

報告書の構成案

I. はじめに

- ・99年プロジェクト報告（学校図書館像、専門職員の職務や資格は論じられていない）
- ・学校図書館職員問題の背景（学校図書館法改正、協力者会議報告等）
- ・本検討会の設置の経緯

II. 学校図書館像

- ・学校図書館の使命、目的
- ・学校図書館の役割と利用者像
- ・読むに対して学校図書館が行うこと
- ・学びに対して学校図書館が行うこと
- ・協働・交流・居場所に対して学校図書館が行うこと

III. 学校司書の現状と課題

- ・「学校司書」の歴史的経緯
- ・学校司書の現状
- ・学校司書の役割・資質能力

IV. 職員等の協働関係

- ・現状の役割分担と問題点
- ・学校司書と司書教諭の協働
- ・教職員との協働
- ・他機関との協働

V. 学校司書の資格・養成・研修

- ・資格・養成・研修のあり方

VI. 望ましい学校図書館職員制度のあり方

- ・望ましい職員制度やその要件

この構成案のうち、II章からIV章にかけては、一通りの検討を終え、報告書の骨子の文章を作成する作業に入っています。主に出されている意見は、前号に記したとおりです。この作業を行いつつ、不十分な部分がないかなど、再度確認しながら作業を進めています。

I、V、VIの各章については、今後検討される部分です。

1月の会議では、V章の学校司書の養成課程についてはどうあるべきかについて意見交換しました。司書資格の各科目の履修は重要であること、これに学校教育に関する科目や学校図書館に関する科目が必要であることなどは、概ね一致していますが、具体的にどのような科目をどのくらいの単位で設定するかは今後なお検討を要する課題となっています。単位数については、24～38単位の範囲でいくつかの試案が出されていますがまだまとめる段階にありません。3月の会議で集中的に検討する予定です。現段階では、司書資格、司書教諭資格、教職課程の教職教養科目の三つの既存の科目の活用を中心に考えた方が現実的であろう（独自科目を基本とする考え方は無理であろう）、という点は共通理解となっています。ただし、部分的に独自科目の設定も必要という意見もあります。

VI章の、望ましい学校図書館職員制度のあり方についても、前号掲載の経過があり、3月の会議で検討される予定です。

V、VI章の主な内容が固まった後、報告書全体の起草作業に移る予定です。

今後の予定について、前号では、「3月までの任期内に、報告を取りまとめることができるよう取り組む予定」「中間まとめを一般に公表して広く意見を求めるような手続きはスケジュール的にできそうにない」と報告しましたが、1月の会

議で「3月までのとりまとめは時間的に無理」「検討会の任期を延長して、中間報告と意見公募も行うべき」といった意見が出され、検討会として、半年程度の任期の延長を理事会に要請することでまとまりました。これが認められれば、中間報告と意見公募も行えると思われます。任期延長の場合、十分な検討が出来るのは良いものの、他方で、関西から参加されている委員の旅費の自己負担がさらに重くなります。部会員の皆様には何度も重ねてお願いして恐縮ではありますが、旅費のカンパに、あと少しの期間どうかご協力頂けますよう、心からお願いいたします。

なお、本稿は執筆者個人の文責で記したのですが、部会員の皆様からもご意見をお寄せ頂き、

それをできるだけこの会議に反映したいと考えております。学校現場から出ている他の委員の方もそう思って取り組んでおります。ご意見ご要望お問い合わせなどありましたら、本紙巻頭の連絡先宛又は本稿執筆者宛にお寄せ下さいますようお願いいたします。

(執筆者連絡先)

167-0023 東京都杉並区上井草 4-13-31

東京都立杉並工業高等学校図書館

電話 03-3394-2471



関西から出席する委員の旅費のためのカンパにお礼申し上げます。

《引き続きカンパをお願いします》

職員問題検討支援有志の会（会計責任者 中村崇）

JLAの「学校図書館職員問題検討会」に関西から出席する委員への旅費支援のため、部会報47～50号で標記のお願いをしているところですが、現在までに約60名の方から約50万円のカンパをお寄せ頂きました。この場をお借りして改めて心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

しかし、遠隔地の委員4名の交通費支出額も既に130万円を超えており、その差額分は、各委員の自己負担となっています。以前にも記しましたとおり、協会財政上の事情により、委員の旅費の保障がありません。任期が延長されればさらに負担は重くなります。今後もなお皆様からのご支援が必要です。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎カンパ振込先

・郵便振替口座：00130-4-486364

・加入者名：職員問題検討支援の有志の会

1口1000円・何口でも（もちろん、1000円以下でも構いません）

※上記口座への入金はずべて当会へのカンパとみなします。

※お手数おかけして申し訳ありませんが、振込用紙は郵便局備え付けのもの等をご使用下さい。恐縮ですが、振込手数料は各自ご負担下さい。

※ご協力頂いた皆様のうち郵送先が分かる方には、「検討会」の任期終了後に、何らかの形でお礼と収支報告をしたいと考えています。



総会午前中の企画（学習会）のお知らせ

2016 年度部会総会は、5 月 28 日（土）午後 2 時～4 時開催を予定しております。

総会当日の午前中には、学習会又は意見交換会を行う予定です。

10:30 受付開始、11:00～12:30 開催。会場は総会と同じ日本図書館協会 2 階研修室です。

内容はまだ確定していません。現在検討しているのは以下の二つのプランです。

（1）職員問題検討会の中間報告ができていれば、その内容の報告と意見交換。（報告：検討会委員）

（2）もしできていなければ、「文科省の見解・報告などにみる学校司書の職務内容の変遷」（報告：高橋恵美子）

どちらになるかは、職員問題検討会の進捗状況をみて 5 月上旬頃決定し、部会ホームページで告知いたします。部会ホームページをご覧くださいませようお願いいたします。

2016 年度第 4 5 回 夏季研究集会開催のお知らせ（予告）

○2016 年の夏季研究集会は、8 月 5 日（金）～6 日（土）、東京で開催の予定です。

○主な内容（予定）

講演：桑田てるみ氏（国士舘大学教授）による、これからの学校図書館実践の方向性についての講演
報告：埼玉県立高校若手司書による、授業で図書館を使ってもらうための教員への働きかけのヒント集“先生の口説き方”作成の実践の報告

報告：金沢市の学校図書館を活用した新しい授業づくり研究会による、教師と学校司書とで授業実践集を作成している報告

報告：国際子ども図書館による、国際子ども図書館の新たなサービス展開、特に中高生向け調べ学習の対応プロジェクトについての報告

など

○この予告記事の情報は、3 月上旬現在の予定であり、変更される可能性があります。開催要項は、6 月上旬頃に次号部会報とともにお届けします。正確な内容や参加費や申込方法等は開催要項をご覧ください。

（短信）

京都府立高教組が府内公立小中学校「学校司書」配置状況調査結果を web 公開

京都府立高教組司書委員会が毎年行っている、京都府内各自治体（教育委員会）に 向けての、公立小中学校への「学校司書」の配置に関する調査について、2015 年度分の結果が web 公開されています。以下のサイトをご参照下さい。

司書委員会 HP：<https://sites.google.com/site/shishoiinkaidesu/>

司書委員会ブログ：<http://sisyoiinkai.cocolog-nifty.com/blog/>

司書委員会ブログ、モバイル用：

http://app.f.m-colog.jp/t/typecast?blog_id=1493139&user...

幹事会からのお知らせ

◎学図部会メーリングリストへのご参加の誘い。

■学校図書館部会では部会運営を部会員の皆様を開かれたものとし、また、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しております。部会員であればどなたでもご参加頂けます。運営の様子がわかります。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス(gakutobukai@jla.or.jp)宛にご連絡下さい。

■参加にあたっては、(1) 氏名(本名) (2) 日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属(ない方は不要) (4) メールアドレスをお知らせ下さい。

※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について。

■人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合も、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎各地の情報・各地の実践をお寄せ下さい。

■部会報に載せたい実践の情報や学校司書の配置情報、各種研究会の参加記など、皆様からの情報をお寄せ下さい。その際は部会連絡先または各幹事まで、ご連絡下さい。ご相談もお受けいたします。

◎研究会・集会・イベント等の開催情報を掲載します。

■各団体等が開催する図書館関係の研究会・集会等の開催情報を掲載いたします。開催日時やテーマ等要点をまとめて掲載いたします。掲載ご希望等お問い合わせは、部会連絡先にご連絡下さい。なお、次号の発行は2016年6月上旬頃、次々号は11～12月頃を予定しています。

◎ホームページをご覧ください。

■学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。

<http://www.jla.or.jp/school/index.html>でご覧下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます。皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています。

■学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、学校図書館部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◎部会連絡先・部会代表アドレス

〒252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町6-7-3-303 高橋恵美子 宛
Tel 042-743-1449 (ファクシミリ共)
E-Mail : gakutobukai@jla.or.jp